

明るく安心して住めるまち 第5地区

第5地区

まちづくり計画書



わくわく子育てサロン

第5地区まちづくり委員会

第5地区まちづくり計画目次

I	はじめに	2
II	第5地区の概要及び基本課題	2
1	第5地区の現況	2
2	第5地区の概要及び基本課題	3
III	基本計画総論	
1	第5地区まちづくり将来像 キャッチフレーズ	4
	第5地区まちづくり計画体系図	4
2	第5地区まちづくり計画・振興方針と活動方針及び活動内容	
	(1) 安心して住めるまちづくり	
	① 現状と課題	5
	② 基本方針	5
	③ 実施計画	6
	(2) 健康で元気まちづくり	
	① 現状と課題	7
	② 基本方針	7
	③ 実施計画	8
	(3) 住んでいる人にやさしいまちづくり	
	① 現状と課題	9
	② 基本方針	9
	③ 実施計画	10
	(4) きれいで住みよいまちづくり	
	① 現状と課題	11
	② 基本方針	11
	③ 実施計画	12
	(5) 未来へつなぐまちづくり	
	① 現状と課題	13
	② 基本方針	13
	③ 実施計画	14
	付属資料	
1	第5地区まちづくり委員会規約	15
2	第5地区まちづくり委員会委員名簿	17
3	第5地区まちづくり委員会組織	18
4	まちづくり基本計画策定の主な経過	19
5	アンケートの結果	20

I. はじめに

平素 皆様には、地域活動に深いご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

また、第5地区まちづくり計画策定にあたり、地域住民ニーズの把握のためのアンケート調査を実施したところ、多くの方々に地域に対する熱い思いを聞くことができました。

この度、このアンケート結果を基に、第5地区まちづくり委員会では、地域内の各種団体の皆様の協議により、住み良いまちづくりを行うためのまちづくり計画策定を行うことができました。

公私ともに大変お忙しい中、策定に協力して下さった皆様方には、心から感謝申し上げます。

今後は、この計画を基に、地域の恵まれた生活資源を活かし、住んでいる一人ひとりが、**明るく、安全で、安心して暮らせる住み良いまち**を目指して、住民が主体となったまちづくりを展開していきたいと思っておりますので、今まで以上に住民の皆様方のご理解ご協力をくださるようお願いいたします。

平成21年9月

第5地区まちづくり委員会

会長 永田 保

II. 第5地区の概要及び基本課題

1 第5地区の現況



2 第5地区の概要及び基本課題

第5地区は、呉市中心部の北側に位置し、中央部に隣接する平坦地から灰ヶ峰の山腹に至る高地までの帯状の地域で、堺川に注ぐ辰川川、惣付川、西惣付川、込山迫川、西谷川、茆地川、草里川など七つの河川を擁しています。

地区内の人口は、平成21年3月末現在10,543人で、24の自治会をはじめ、女性会、老人クラブ等多くの団体が組織され、きめ細やかな活動を行っています。

こうした働きにより、各町、各自治会におけるコミュニティは大変活発で、祭礼等年中行事をはじめ、平素行われる諸行事への参加者も多く、思いやり、助け合いの精神が根強く残っているところです。

公共交通手段は、呉市営バスの長ノ木循環線及び辰川循環線等があり、中央商店街並びにJR呉駅、また、呉港へも容易に行くことが出来るなど、位置的には非常に恵まれております。

しかしながら、高地部においては、この地方特有の花崗岩質からなる急傾斜が多くあり災害が発生しやすく、また、車両の入れない狭隘な道路も数多くあります。

これが、少子高齢化等と相まって、空き家・空き地も多くなり、高齢者及び地区商店にとっては一段と厳しい状況となってきております。

加えて、灰ヶ峰から延びる長ノ木の尾根により地区内が東西に二分され、学校区が異なることなどにより、不都合が生ずることもあります。

こうしたことに鑑み、本年1月、第5地区の利点・欠点及び将来像等について、無作為抽出による地区住民550名の方々にアンケート調査をお願いしたところ、第5地区での居住については次のとおりの結果を得ました。

- ① ずっと住みたい・・・・・・・・・・83.7%
- ② 住みたくない・・・・・・・・・・ 8.7%
- ③ 記載無し・・・・・・・・・・ 7.7%

このほか、アンケートで寄せられた、地区住民の「思い」や「願い」を基に、この度、第5地区まちづくり計画を策定し、将来ともに、地域みんなで考え築き上げてゆくことの出来る、よりよいまちづくりを目指します。



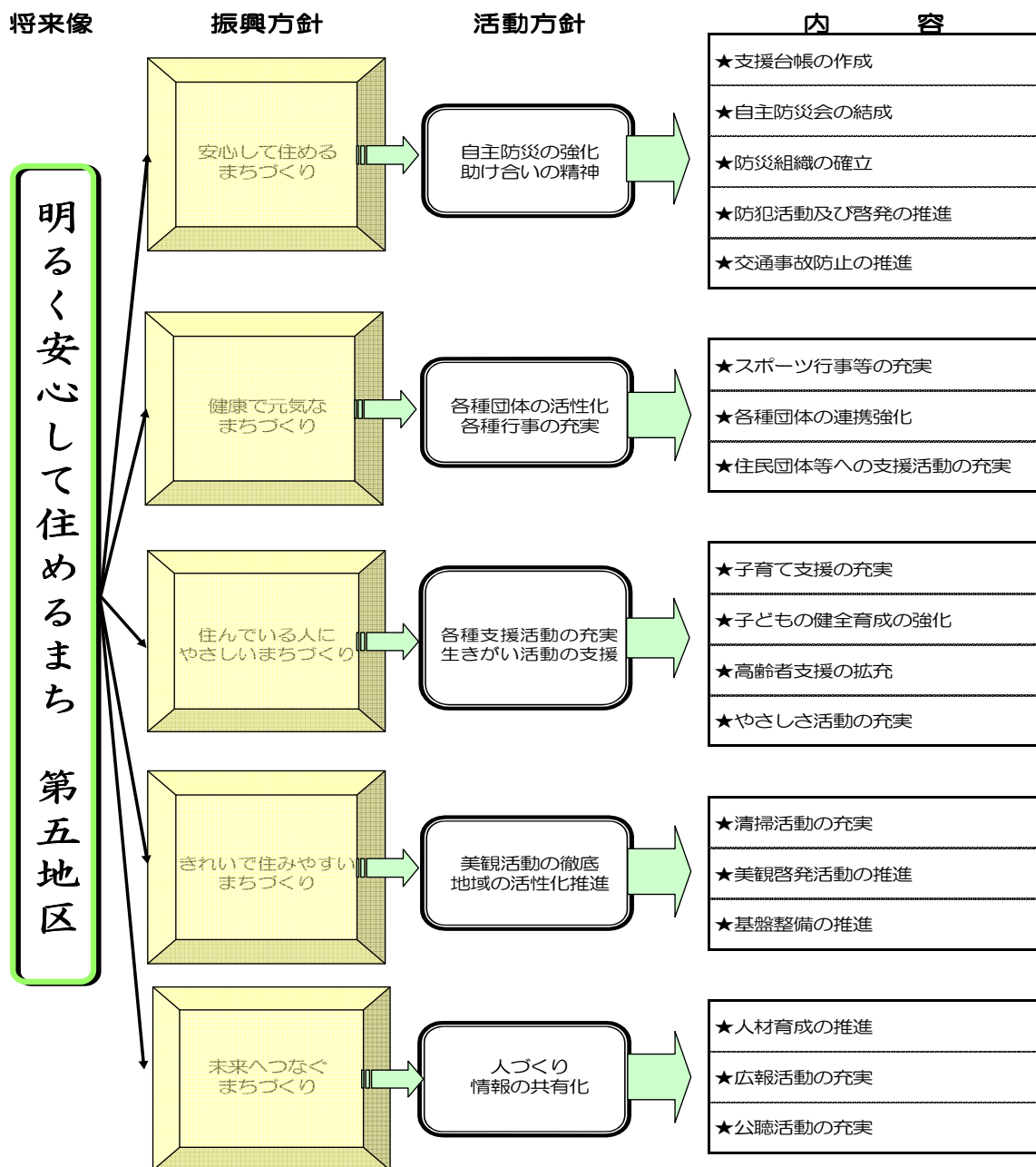
Ⅲ. 基本計画

1 第5地区まちづくり将来像

「明るく安心して住めるまち 第5地区」

住んでいる子どもからお年寄りまで、一人ひとりが、明るく、安全で安心して暮らせる住み良いまちを目指します。

第5地区まちづくり計画体系図



2 第5地区まちづくり振興方針・活動方針・実施計画

(1) 安心して住めるまちづくり

① 現状と課題

第5地区の住みにくい点として、その59.5%は、道路が狭く、坂道や急傾斜地が多いことと指摘しています。

これらは、かつて、現在の中心部まで潮があがってきていたことなどにより、戦前の住居は、その殆どが高台、または、高地に建てられていたことと併せて、呉市が軍都として栄え、平坦地の少ない狭い土地に、40万余りという人口を抱えていた時の名残でもあります、

これにより、高地部においては、住宅の密集に伴う道の狭さ、また、急傾斜や坂道・階段の多さなどが顕著であり、低地部では、満潮時における大雨による床下浸水が懸念されております。

加えて、灰ヶ峰から流れ出る水を集めた小さな河川が七つもあり、それらが、住宅地を縫うように流れ、集中豪雨の際などには土砂崩れ、河川の氾濫などの危険を抱えています。

こうしたことにより、緊急車両が入り難い区域があるなど、防災面を含め数々の課題が残されています。

② 基本方針

☆ 自主防災の強化、助け合いの精神

安心して住めるまちづくりを推進するためには、自主防災組織の確立や防犯活動及び交通事故防止の啓発推進など、地域住民が一体となり取り組む必要があります。

緊急時、いざという時は、近隣同士で支え合うことが一番であり、近隣の連携、連帯をより密にし、互助の精神をしっかりと保ち、発揮することが肝要とされております。そのためにも、各自治会で居住者情報リスト及び、災害支援者情報カードを作成し、高齢者等弱者の支援や万一の時の被害者の確認に役立てます。

また、少子高齢化等により、古くからのコミュニティが薄れかけていきつつある状況にストップをかけるためにも、地域が一丸となって取り組み、よりよいコミュニティを築き上げて行くことを目指します。



③ 実施計画

(1) 安心して住めるまちづくり

実施事業内容	実施機関	当初	短期	中期	長期
★支援台帳の作成					
☆災害時要介護者支援台帳の作成	民生委員児童委員協議会 第5地区まちづくり委員会		→		
★自主防災会の結成					
☆24町自治会 自主防災組織の結成	単位自治会		→		
★防災組織・設備の確立					
☆第5地区防災会議の設立	第5地区まちづくり委員会 各種団体（消防団等） 行政等関係機関			→	
☆第5地区災害避難救助組織の確立	第5地区防災会議			→	
☆防災器材備蓄拠点の整備	第5地区まちづくり委員会	→			
☆防災器材購入費への助成事業の導入	第5地区まちづくり委員会	→			
☆第5地区防災計画の作成	第5地区防災会議				→
★防犯活動及び啓発の推進					
☆防犯パトロールの推進	補連協	→			
☆防犯灯の設置及び管理	単位自治会	→			
☆防犯啓発活動の推進	自治連 第5地区まちづくり委員会	→			
☆社明運動の推進	保護司会	→			
☆子ども見守り隊の体制づくりの強化	補連協 第5地区まちづくり委員会		→		
★交通事故防止の推進					
☆交通安全日・キャンペーンの街頭指導	交通安全推進協	→			
☆設置器具の清掃及び修理箇所の報告	単位自治会	→			
☆危険箇所の報告及び安全施策の検討	第5地区まちづくり委員会 交通安全推進協 行政等関係機関	→			

(2) 健康で元気なまちづくり

① 現状と課題

人は日々、心身共に健やかで居られることが、一番の幸せであり望みでもあります。

また、地域のコミュニティを形成するうえからも、地区住民の健康は、その根幹をなすものであり、第1義として考えなくてはならない問題でもあります。

このため、運動推進委員会を中心に、ウォーキングをはじめ、グランドゴルフなど数々の大会等を開催し、健康の増進はもとより、明るいコミュニティづくりに努めています。

しかしながら、少子高齢化の今日、参加者を求めるにも学校単位とならざるを得なくなるなど、運動推進委員等指導者の絶対数の不足と併せ、実施運営に苦慮しているのも事実です。



② 基本方針

☆ 各種団体の活性化、各種行事の充実

各町、各自治会において、運動推進委員候補者等の推薦・推挙を積極的に進め、指導員の充実を図ります。

自治会はもとより、女性会、老人クラブ及び子ども会等との連携をより密にし、各種健康づくり事業の普及啓発に努めます。

地区住民が気軽に参加し楽しむことの出来る多彩な行事を積極的に行うなど、運動推進委員会をはじめ地区が一体となって事業を推進し、子どもたちが夢と希望を持つことのできる、明るく元気なまちづくりを目指します。



③ 実施計画

(2) 健康で元気なまちづくり

実施事業内容	実施機関	当初	短期	中期	長期
★スポーツ行事等の充実					
☆グランドゴルフ大会等の開催の推進	呉市中央中地区体育協会	→			
☆健康づくり（ウォーキング）大会等の実施	運推協	→			
★各種団体の連携強化					
☆大会・イベント開催時の支援組織の確立	第5地区まちづくり委員会 自治連 各種団体	→			
★住民団体等へ支援活動の充実					
☆住民団体・ボランティア団体等への支援	第5地区まちづくり委員会 自治連 各種団体				→



(3) 住んでいる人にやさしいまちづくり

① 現状と課題

人は一人で生きて行くのは難しく、人々が集い、お互いに支え合い助け合ってこそ、初めて生きていくことが容易にでき、地域に、すばらしいコミュニティが生まれてきます。

昨今の少子高齢化社会にあっては、なおさらその感を強くしています。

このため、民生児童委員をはじめ、老人クラブ、女性会等を中心に、子育てサロンやいきいきサロン等を開催し、多くの人々との関わり合いが持てるようにしています。

住んでいる人に対してのやさしいまちづくりは、高齢者が安心して住めるまちであり、若い世代の人も住みたいと願うまちとなり、これにより子ども達も増え、未来のある明るいまちへと変貌する大きなキーワードとなります。

② 基本方針

☆ 各種支援活動の充実、生きがい活動の支援

地域で行っている子育て支援、高齢者支援等の諸活動はもとより、あいさつ運動、声かけ運動をより積極的に進め、地域の連携連帯をより深いものとし、高齢者の孤立感、孤独感の解消を図って行きます。

また、高齢者が自ら積極的に参加し、長年培ってきた「経験・知恵・技能」を次の世代に伝えていくことの出来る土壌づくり、地域で楽しく暮らせる「生きがいづくり」を目指します。



③ 実施計画

(3) 住んでいる人にやさしいまちづくり

実施事業内容	実施機関	当初	短期	中期	長期
★子育て支援の充実					
☆子育てサロンの開催	民生委員児童委員協議会	→			
☆出生お祝い記念品の支給	民生委員児童委員協議会	→			
☆こんにちは赤ちゃん事業の実施	民生委員児童委員協議会	→			
☆地域子育て保育の実施	第5地区まちづくり委員会 各種団体				→
★子どもの健全育成の強化					
☆あいさつ運動の実施	補連協 自治連	→			
☆学校休業中の巡視の実施	補連協	→			
☆子ども会活動への支援策の検討	第5地区まちづくり委員会 子ども会			→	
★高齢者支援の拡充					
☆第5地区敬老会の開催	社会福祉協議会 第5地区まちづくり委員会	→			
☆いきいきサロンの充実	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ連合会	→			
☆ひとり暮らし高齢者への巡回相談の実施	民生委員児童委員協議会	→			
☆友愛訪問の実施	民生委員児童委員協議会	→			
☆グランドゴルフ大会など各種行事の開催	運動推進協議会	→			
☆老人クラブへの支援策の検討	第5地区まちづくり委員会 老人クラブ連合会			→	
★やさしさ活動の充実					
☆人権啓発活動の実施	自治連 人推協 各種団体	→			
☆年末愛の運動	赤十字奉仕団	→			
☆各種相談への対応	民生委員児童委員協議会	→			

(4) きれいで住みやすいまちづくり

① 現状と課題

きれいなまちに住みたいという気持ちは、誰も皆同じであり、また、美しい環境は、子ども達の豊かな情操を育む源とも云われております。

こうしたことに鑑み各自治会において、児童公園をはじめとする町内清掃、また、河川の手入れ等を定期的に行っています。

加えて、老人クラブ及び女性会による神社等の清掃奉仕活動がなされるなど、きれいで快適な環境づくりに努めています。

しかしながら、近年、少子高齢化等による世帯数の減少、また、これに伴う、空き地、空き家の増大が顕著になるとともに、併せて、若・壮年齢層の減少により河川の手入れ等に支障をきたすなどの課題が残されています。



② 基本方針

☆ 美観活動の徹底、地域の活性化推進

各自治会で定期的に行う清掃活動や老人クラブ及び女性会等が行っている清掃奉仕活動の継続は、まちの美観を促進するだけでなく、コミュニケーションを培う場としても大切であり、また、河川の手入れは防災的観点からも必要不可欠であります。

このため、これらの諸活動はもとより、美しいまちづくりにむけた啓発活動をはじめ、不法投棄をさせないための啓発用看板の設置及びゴミステーションの維持管理等町全体をクリーンにする環境保全に努めて参ります。

ともあれ、清潔で美しいまち、安心、安全な環境づくりは大人達の責務であり、まちの活性化にも通じるものでありますので、地区住民が一体となって、より積極的に取り組んで参ります。



③ 実施計画

(4) *きれいで住みやすいまちづくり*

実施事業内容	実施機関	当初	短期	中期	長期
★清掃活動の充実					
☆町内一斉清掃の実施	単位自治会	→			
☆5地区一斉クリーン作戦の実施	第5地区まちづくり委員会 老人クラブ 学校（児童生徒・教職員）	→			
☆清掃奉仕活動の継続	老人クラブ連合会	→			
☆地区内一斉清掃の検討	第5地区まちづくり委員会 各種団体				→
★美観啓発活動の推進					
☆ごみステーションの維持管理	単位自治会	→			
☆啓発ポスターの掲示及びチラシの配布	単位自治会	→			
☆啓発用看板の設置	第5地区まちづくり委員会	→			
★基盤整備の推進					
☆地元商店の活性化へ向けての対応策検討	第5地区まちづくり委員会 各種団体			→	
☆公園再生事業の検討	第5地区まちづくり委員会 各種団体		→		
☆町内空洞化（空き屋・駐車場）対策の検討	第5地区まちづくり委員会 各種団体				→



(5) 未来へつなぐまちづくり

① 現状と課題

新たなまちづくりへ向けてのアンケート調査は、いくつかの選択肢から選ぶ方式でしたが、その回答の多くは記述によるものでありました。

これは、この地区に住み続けたいと願う人々が83.7%であったように、自分たちの住むまちへの愛情または自分たちのまちをより良くしていこうとの並々ならぬ熱意の表れと大変心強く感じています。

こうした思いの人々が数多くいる限りまちは常に進展し、すばらしいコミュニティが形成されていくものと確信しており、これらの思い願いが、着実に実現されるまちづくりを目指します。

② 基本課題

☆ 人づくり、情報の共有化

まちづくりの基本は、人づくりにあります。

人材の育成は容易なことではありませんが、地域への思い入れのある、人の発掘や人材育成研修の実施によるスキルアップを目指します。

また、「人づくりは、他の人のことではなく、自分をつくること」とも云われております。

それぞれ、個々の人々がしっかりと自分を見つめ、協力出来る範囲内で、一人でも多く、新たなまちづくりに参画できる環境づくりに努めます。

また、地区住民に対して有益な情報を迅速に提供できるよう、広報をはじめとする情報の共有化を図り、きめ細やかな各種要望への対応・支援を充実させていきます。



③ 実施計画

(5) 未来へつなぐまちづくり

実施事業内容	実施機関	当初	短期	中期	長期
★人材育成の推進					
☆自治会組織及びまちづくり委員会の再編	第5地区まちづくり委員会 自治連 各種団体			→	
☆まちづくり研修会の実施	第5地区まちづくり委員会 自治連 各種団体		→	→	
★広報活動の充実					
☆広報誌・チラシ・ポスター等の掲示・配布等	自治連	→	→	→	→
☆協働推進ホームページへの情報提供	第5地区まちづくり委員会 自治連 地域協働課	→	→	→	→
★公聴活動の充実					
☆各種要望への対応・支援	第5地区まちづくり委員会 自治連 地域協働課	→	→	→	→



附則資料

1 第5地区まちづくり委員会規約

(設置)

第1条 第5地区において、市民協働によるまちづくりの推進のもと、活力と魅力のある地域づくりの推進を目的として、第5地区まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次の事業を行う。

- (1) 地域のまちづくりに関する事業の企画、研修及び実施
- (2) 地域の各種団体が行うまちづくり活動の支援
- (3) 地域の住民に対するまちづくり活動の啓発
- (4) その他委員会が必要と認めた事業

(組織)

第3条 委員会は、第5地区自治会連合会区域の団体代表者及び代表者から推薦され委員会の承認を得た者で組織する。

(役員)

第4条 委員会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員の職務)

第5条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の経理を処理する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を、市民部地域協働課に置く。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

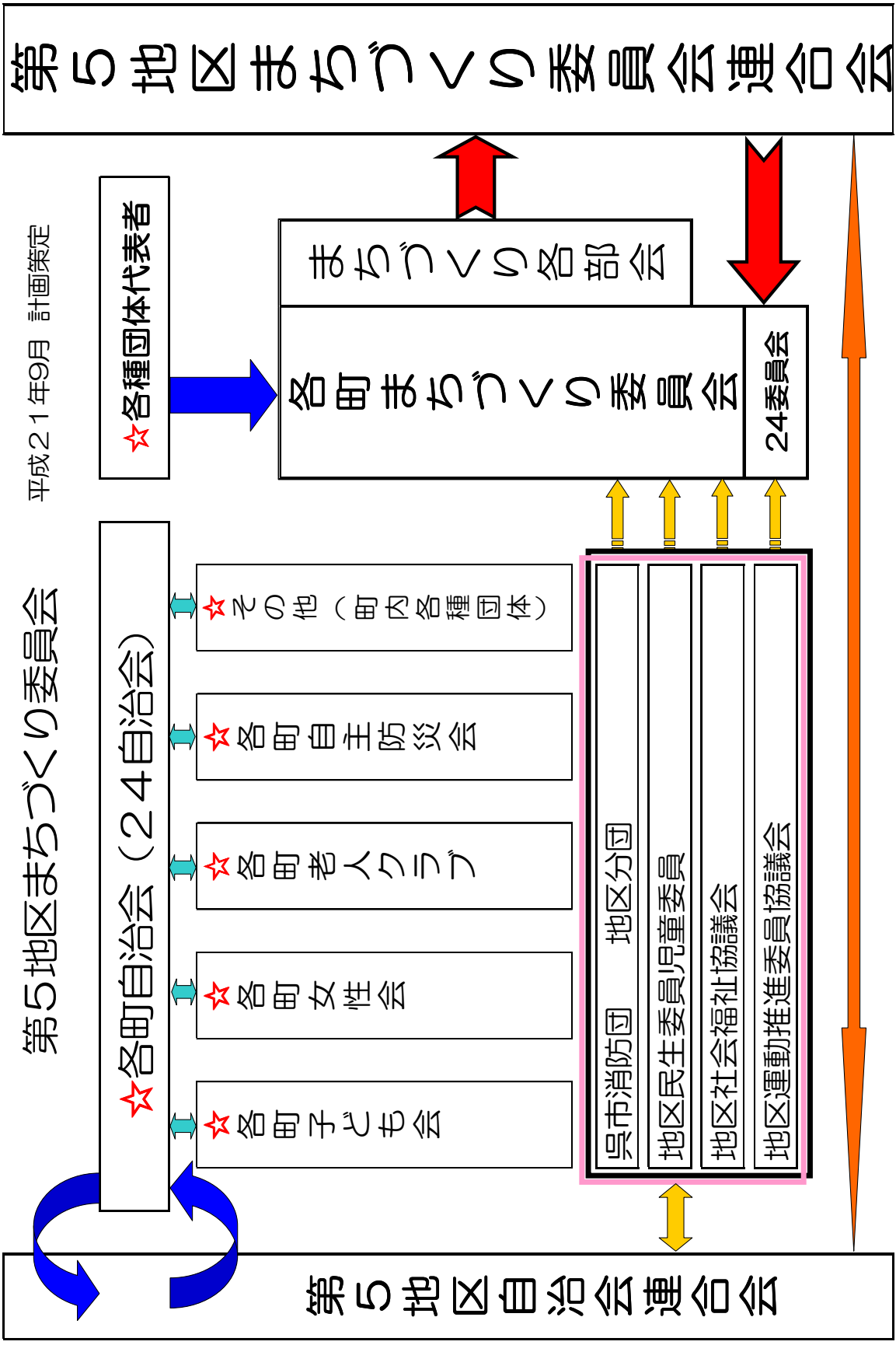
- 1 この規約は、平成20年1月17日から実施する。
- 2 平成19年度において就任した委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

2 第5地区まちづくり委員会員名簿

役 職	氏 名	選 出 団 体 役 職
会 長	永 田 保	五地区自治連会長
副 会 長	原 本 春 香	〃 副会長
副 会 長	松 元 良 弘	五区民児協会会長
副 会 長	向 井 茉莉子	日赤辰川地区分会長
副 会 長	前 原 好 男	西部老人クラブ会長
会 計 事 務 監 事	斉 藤 幸 夫	五区自治連会計
	土 本 敏 明	〃 副会長 主任児童委員
	向 田 幸 恵	五区民児協監査
	山 崎 恵 子	日赤山田地区分会長
	山 崎 隆 二	東部老人クラブ会長
	吉 元 克 治	西原町自治会長
	北 川 一 清	第五自治連体育部長(中央中体協会会長)
	石 川 俊 介	〃 衛生部長(畝原自治会長)
	桜 井 保 男	〃 交通部長(京町自治会長)
	浜 田 為 治	望地町自治会長
	脇 原 恵 子	五区民児第一部会長
	加 門 利 信	〃 第二部会長
	菊 池 峯 子	〃 第三部会長
	沖 花 勝 彦	東朝日町自治会長
	台 信 隆 介	明神町自治会長
	中 本 慎 輔	第五地区消防団長

第5地区まちづくり委員会計画策定部会委員

顧 問	永 田 保
部 会 長	土 本 敏 明
	向 井 茉莉子
	斉 藤 幸 夫
	向 田 幸 恵
	山 崎 恵 子
	吉 元 克 治
	石 川 俊 介
	浜 田 為 治
	台 信 隆 介



4 まちづくり基本計画策定の主な経過

平成20年

11月17日（月）【総会】 まちづくり計画策定にむけた組織・体制づくり

12月18日（木）【計画策定部会】 アンケート調査について

平成21年

1月 アンケート調査の実施

3月10日（火）【自治連】 アンケート結果について

5月14日（木）【総会】 平成20年度事業報告並びに決算報告について
平成21年度事業計画について
アンケート結果について

6月15日（月）【計画策定部会】 まちづくり計画策定の取り組みについて
アンケート結果の分析について

7月13日（月）【計画策定部会】 第5地区の現状把握について
第5地区まちづくり計画体系について
第5地区まちづくり実施計画について

8月10日（月）【計画策定部会】 第5地区まちづくりキャッチフレーズについて
第5地区まちづくり計画体系及び実施計画について
第5地区まちづくり計画実施組織図について
第5地区まちづくり計画素案について

9月14日（月）【計画策定部会】 第5地区まちづくり計画(案)について

9月25日（金）【総会】 第5地区まちづくり計画書の承認について

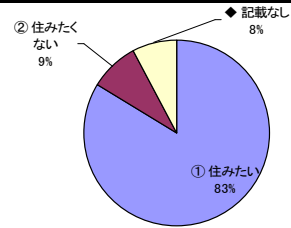


第5地区まちづくりアンケート調査結果 (要約)

【問1】 第5地区にずっと住みたいですか。

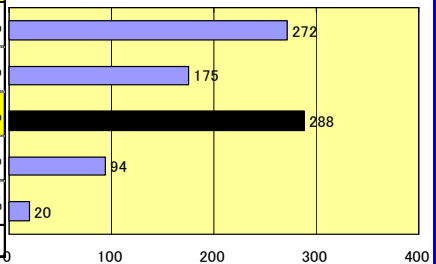
(1) ずっと住みたいですか？

区分	件数	割合
① 住みたい	415	83.7%
② 住みたくない	43	8.7%
◆ 記載なし	38	7.7%
計	496	100.0%



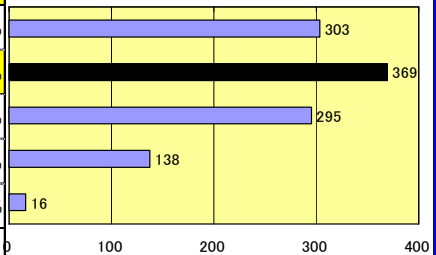
【問2】 第5地区のよいと思うところ(強み)を選んでください(複数回答可)。

区分	件数	割合(/496)
① 景色・空気などの自然環境が良好	272	54.8%
② 防犯活動が活発で犯罪が少ない	175	35.3%
③ 自治会など各地域のまとまりが良い	288	58.1%
④ 教育環境が良い	94	19.0%
⑤ その他	20	4.0%
アンケート実回答者数	496	—



【問3】 第5地区のよくないと思うところ(弱み)を選んでください(複数回答可)。

区分	件数	割合(/496)
① 高齢化率が高く、一人暮らし世帯が多い	303	61.1%
② 子どもの数が少ない	369	74.4%
③ 道路が狭く、坂道や急傾斜地が多い	295	59.5%
④ 病院が遠く、商店が少ない	138	27.8%
⑤ その他	16	3.2%
アンケート実回答者数	496	—



【問4】 第5地区が10年後は、どのような町になっていけばよいと思いますか。

(1) そのため、どんなことを行えば良いでしょうか、選んでください(複数回答可)。

区分	件数	割合(/496)
① 高齢者支援	269	54.2%
② 子育て支援	270	54.4%
③ 環境美化	169	34.1%
④ 住民参加行事(隣近所のふれあいを高めるもの)	253	51.0%
⑤ 自主防災	101	20.4%
⑥ 防犯/パトロール	139	28.0%
⑦ その他(ご記入ください)	13	2.6%
アンケート実回答者数	496	—

